

北杜市地域委員会公募委員選考基準

1 概要

公募委員の選考は、後述の「2 審査委員」に定める審査委員が応募者の応募用紙及び作文を評価基準により採点し、その結果を基に北杜市地域委員会委員選考会設置要綱に定める選考会（以下「選考会」という。）で選考する。

2 審査委員

審査委員は、企画部長、企画課長、企画課計画担当リーダー、応募者が住民登録している地域の総合支所長並びに総合支所地域市民課長とする。

3 評価基準

提出された応募用紙及び作文について、以下の評価項目により採点し、得点集計により判定する。

評価項目		評価基準	配点
A	理解力	テーマに沿った作文となっているか	20
B	論理性	文章に論理性があるか	10
C	多角性	多角的な視点で書かれているか	10
D	地域理解	地域を理解した内容となっているか	30
E	地域活動	積極的に地域での活動を行っているか	30
合計			100

採点基準

- A : 悪い～やや悪い (0～7点)、普通 (8～12点)、良い～特によい (13～20点)
B、C : 悪い～やや悪い (0～3点)、普通 (4～7点)、良い～特によい (8～10点)
D、E : 悪い～やや悪い (0～11点)、普通 (12～19点)、良い～特によい (20～30点)

4 選考方法

- (1) 前述の「3 評価基準」を示した別紙の「北杜市地域委員会公募委員審査採点表」により行う。
- (2) 審査委員は、応募用紙及び作文の内容を審査し、採点表に記入する。
- (3) 採点表の得点を集計し、審査結果を選考会に公表する。
- (4) 評価項目の合計点が35点×審査委員の人数以下の場合は、選考対象から除外する。
- (5) 応募用紙及び作文の採点を基に選考会で選考する。
- (6) 該当者が規定の募集人数以上になった場合は、男女の割合や学識経験者の人数などを総合的に判断し選考する。